

TAX

平成28年分

税の申告



所得税・市県民税の申告は

2月13日月～3月15日水

市では、日程表のとおり、申告相談などを行います。
 なお、円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてご来場ください。

◇国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
 ◇e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



◇市税や地方税に関するお問い合わせ
 国税務課(千代田庁舎)

◇所得税や消費税など国税に関するお問い合わせ
 国土浦税務署 ☎ 029 - 822 - 1100

る確定申告

マイナンバーの記入が必要

平成28年中所得分の確定申告(および市県民税の申告)より個人番号(マイナンバー)を記入する必要があります。

個人番号を記入した申告書を提出する際には、「①申告者の番号確認」②申告書を提出される方の本人確認を実施しますので、次の書類をご持参ください。

▼番号確認に必要な書類
 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など

※番号を確認するのは申告者の方の番号のみです。扶養親族の方の番号確認は行いませんが、申告書に記入欄がありますので、あらかじめ「X」などで控えてください。

▼本人確認に必要な書類
 ・1点で本人確認ができる書類

個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真有り)で有効期限内のもの、運転免許証、パスポート、障害者手帳など

・2点で本人確認ができる書類
 各種保険証、住民基本台帳カード(顔写真無し)で有効期限内のもの、年金手帳など

③代理で申告書を提出する場合には、委任状が必要となります。

家族の方などが代理で申告書を提出する場合、委任状で「代理権の確認」を

行います。任意の用紙でかまいませんが、次の事項を記載したものと本人確認ができるものを持参してください。

- ①代理人の住所、氏名、生年月日
- ②委任した内容(確定申告書の提出など)
- ③委任した日付
- ④委任者の住所、氏名、生年月日、電話番号
- ⑤委任者の押印(スタンプ式は不可)

「ご自宅のパソコンで申告書の作成を!

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで税額が自動計算され、確定申告書を簡単に作成できます。作成した申告書は税務署へ郵送などにより提出することができます。

e-Tax (国税電子申告)をご利用ください

インターネットを利用して、申告、申請・届出などができます。また、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することで提出を省略することができ、法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

申告が必要な方

平成29年1月1日現在、本市にお住まいで次のいずれかに該当する方は、原則として申告が必要となります。

- ▼事業者など
- ・営業や農業、その他の事業を営んだ方(農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があつた方が対象となります。なお、出荷していなくても收穫があつた場合には、農業所得となります。)
- ・不動産所得や利子、配当、年金、雑譲渡、一時などの所得や原稿料、講演料などの収入があつた方
- ▼給与所得者
- ・給与以外に農業所得や不動産所得など、他の所得があつた方
- ・勤務先から市税務課に「給与支払報告書」が提出されなかつた方

- ・平成28年中の就職や退職などにより、勤務先の事業所で給与の年末調整をしていない方、また2方以上から給与の支払いを受けている方
- ・給与の年収が2千万円を超える方
- ▼公的年金などの受給者
- ・受給合計額が400万円を超える方
- ・公的年金以外に、農業所得や不動産所得など他の所得があつた方
- ▼所得がなかつた方
- ・遺族年金や障害年金を受給している方
- ・失業保険などの非課税所得があつた方
- ・税法上の扶養に入っていない方で、収入がなかつた方

入がましくない方

※所得が少ない方は、状況に応じて国民健康保険税が軽減される場合があります。申告がなければ税額の軽減措置が受けられませんので、ご注意ください。

申告が不要となる方

- ・所得税の確定申告書を税務署に提出した方
 - ・平成28年中の所得が給与のみの方で、勤務先で年末調整を終え給与支払報告書が市税務課に提出された方
 - ・平成28年中の所得が公的年金などのみの方で受給額の合計が400万円以下の方は、所得税の確定申告は不要。
- ※申告が不要となる方でも、医療費控除や扶養控除などについて追加で控除を受ける場合は申告が必要です。

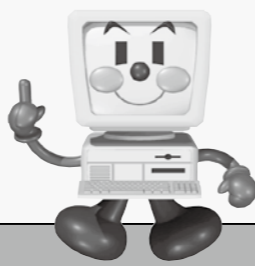
市では受け付けできない申告

- 次に記載のある申告相談は、市では受け付けません。直接税務署にご相談ください。
- ・青色申告
 - ・過年度申告
 - ・消費税、贈与税、相続税
 - ・譲渡所得(不動産など)を売った所得
 - ・先物取引など確定損失申告
 - ・住宅関連特別控除(特定増改築など)
 - ・雑損控除(災害や盗難による損失など)
 - ・外国人の方などの高度な判断を要する申告

申告相談に必要なもの

申告内容に応じてさまざまですが、「所得」や「所得控除」に関する証明書と「印鑑」が必要です。控除を受ける場合には、控除額が確認できる証明書や領収書をご持参ください。

- ◎印鑑
- ◎所得税確定申告書(税務署から届いている方のみ)
- ◎本人名義の金融機関名(支店名)・口座番号のわかるもの(所得税の還付申告を受ける方)



対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けは行っていません
事業所得者・農業所得者・不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※固定資産税を経費として計上する場合は、固定資産税領収済通知書と課税明細書をご参照ください
医療費控除を受ける方	医療費の領収証(原本)、保険などで補てんされた金額の明細書 ※領収書の日付(H28.1.1～H28.12.31)をご確認いただき、受診者や病院ごとに集計してください
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証、または納付済額証明書
生命保険料・介護医療保険料・地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料・生命保険料・介護医療保険料控除証明書や地震保険料控除証明書・長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結された分)
住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本:住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 写し:家屋(土地も含む)の登記簿謄本・請負(売買)契約書・その他(認定通知書など)
市外在住者が扶養親族となる方	被扶養者の住所・氏名・生年月日がわかるもの

※収支内訳書などの用紙は、千代田庁舎税務課・霞ヶ浦庁舎霞ヶ浦窓口センター・中央出張所の窓口に設置しております。なお、農業所得用の収支内訳書は、農協・漁協の窓口にも設置しております。

■ 市内の申告会場と対象者

～ 地区割の指定日以外でも、都合の良い日にご来場ください～

各会場の開錠は午前8時です。
午前中の受け付けが80人になり次第、午後の受け付けを開始します。
※かすみがうら市青色申告会では、青色申告を始めたい方への個別相談を期間中に予定しておりますので、ご希望の方は税務課市民税担当までご連絡ください。

会場および時間	あじさい館		千代田庁舎	働く女性の家
	9:00～11:30	13:00～15:30	9:00～11:30 13:00～15:30	9:00～11:30 13:00～15:30
平成29年				
2月13日(月)	*****		*****	市内全地区(還付申告)
14日(火)	*****		*****	市内全地区(還付申告)
15日(水)	*****		*****	市内全地区
16日(木)	*****		*****	市内全地区
17日(金)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台	*****	市内全地区
18日(土)	*****		*****	*****
19日(日)	*****		*****	市内全地区
20日(月)	田子内、小津、新屋敷	柏崎浜、柏崎下宿、柏崎横町	*****	市内全地区
21日(火)	柏崎上宿、小常、田端、出戸	下高野、下軽部、芝久保	*****	
22日(水)	赤塚東、赤塚西、松本	崎浜、加茂団地、平川、御殿	*****	
23日(木)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	七会地区	
24日(金)	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地	七会地区	
25日(土)	*****		*****	
26日(日)	*****		*****	
27日(月)	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内	下稲吉・稲吉地区	
28日(火)	幕田、南根本、牧ノ内第二	大和田、大成、サンシャインつくば	下稲吉・稲吉地区	
3月1日(水)	房中、上高谷第2、上高谷第3	宮馬場、千鳥ヶ丘、八田	志筑地区	
2日(木)	兵庫峰、浜、緑ヶ丘	霞台、有河、牛渡下郷、牛渡上郷	志筑地区	
3日(金)	上高谷、根山、柳梅	外葉、松崎、心道学園	志筑地区	
4日(土)	*****		*****	
5日(日)	市内全地区		市内全地区	
6日(月)	西成井上宿、西成井下宿、西成井横町	上軽部、東京製綱筑波寮、堂山、馬場	稲吉東・稲吉南・角来地区	
7日(火)	馬場山、小原、巽台、原巻、天王町、金川	荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	稲吉東・稲吉南・角来地区	
8日(水)	飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	新生、大和、希望ヶ丘、鹿ノ山、鹿ノ山第二、東宝ランド、南野	新治地区	
9日(木)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿、坂有河、西方、折越	志戸崎西一、志戸崎西二、志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	新治地区	
10日(金)	横須賀、根本前原、北前原、後路、山田	石田、沖ノ内、上根、田伏中台、霞	新治地区	
11日(土)	*****		*****	
12日(日)	*****		*****	
13日(月)	市内全地区		市内全地区	
14日(火)	市内全地区		市内全地区	
15日(水)	市内全地区		市内全地区	



土浦税務署からのお知らせ

▼各種税の申告および納付期限
所得税および復興特別所得税・贈与税の申告および納付の期限は3月15日
※消費税および地方消費税の申告および納付の期限は3月31日です。漏れのなくお願ひください。

▼確定申告会場の案内
土浦税務署では、確定申告会場を次のように設置します。

場所 新治シビックセンター「さくら」あひお2階(土浦市大畑1-6-1)
期間 2月16日(水)～3月15日(水)
(土・日曜日は休みですが、2月19日(日)・26日(日)に限り開設いたします)
受付時間 午前9時～午後4時
相談内容 申告相談(所得税や復興特別所得税、個人事業者に係る消費税、贈与税の申告書の作成および提出)
※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。

※開設期間中は、土浦税務署での申告相談は実施しません。
※「あひお」への直接のお問い合わせは「1階層」にて。
※不明な点は、土浦税務署にお問い合わせください。(0299-8821-1100 自動音声案内)



確定申告時の留意点

①ふるさと納税でふるさと納税の特例申請をしようとする場合は、該当する方は、ふるさと納税のふるさと納税特例申請をしようとする確定申告が必要となります。ご注意ください。

②所得税の確定申告をされる方は、確定申告書の復興特別所得税額の記載漏れに注意してください。

③平成23年分以後の各年分において公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要でない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例：純損失や雑損失の繰越控除)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

医療費控除の豆知識

Q. どの領収書が対象ですか？
A. 申告をする年の1月1日から12月31日に支払った領収書が対象です。

Q. 誰の分が対象になるのですか？
A. 申告者ご自身と申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った領収書が対象です。

Q. 領収書をなくしてしまいましたが、間違いなく支払いました。健康保険からのお知らせならあります。対象になりますか？
A. 領収書は必ず確認させていただきます。なければ対象となりません。なお、健康保険から送られてくる医療費のお知らせは、実際に支払った金額ではなく使用した金額のお知らせですので、領収書に代わるものではありません。

Q. 医療費控除をすると医療費が戻ってくるのですか？
A. 医療費が戻ってくるということではありません。医療費控除をはじめとする控除額は、正しい所得税(住民税)の税額を計算する際に、所得から引くことのできる金額です。

医療費医療費控除額＝
かかった医療費－健康保険や生命保険などから補てんされた額－所得の5% (最高10万円)

医療費控除の対象となる主な領収書

- ・医師または歯科医師の診療費、治療費
- ・治療または療養に必要な医薬品の購入
- ・病院、診療所に支払った入院、入所費(診療費、治療費、居住費、食費)
- ・おむつ代(医師の証明書は毎年必ず必要。ただし、介護保険受給中の方で市長村長が認める方は、市町村長の証明書で代用可能)
- ・出産に係る費用(妊娠と診断されてからの定期検診、検査の費用を含みます)
- ・発育段階にある子どもの歯列矯正に係る費用など

対象とならないもの

- ・インフルエンザの予防のために接種した注射代
- ・健康診断にかかる費用(ただし健康診断の結果として重大な病気が発見され、かつその診断などに引き続きその疾病の治療を行っている場合を除きます)
- ・医師の指示のないドリンク剤やサプリメント
- ・医師の作成した診断書などの文書料
- ・入院時にご本人や家族の都合で発生した個室の差額ベッド代
- ・入院に際し購入した洗面やパジャマなどの購入費
- ・美容に係る手術や歯科治療費(矯正など)
- ・メガネやコンタクトレンズの購入費など